

指定居宅サービス事業者の指定取消について

平成27年11月30日（月）

高齢介護室 介護事業者課居宅グループ 電話 06-6941-0351（内線 4486、4488） FAX 06-6910-7090 ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者の指定を取り消しましたのでお知らせします。

記

1 指定取消対象事業者

- (1) 法人名 キューピー合同会社
- (2) 代表者 代表社員 橋田 浩三（はしだ こうぞう）
- (3) 所在地 羽曳野市碓井四丁目23番25号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 キューピー介護サービス（指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業）
- (2) 申請所在地 大阪府羽曳野市碓井四丁目23番25号
- (3) 指定年月日 平成21年12月1日（指定訪問介護事業・指定介護予防訪問介護事業）

3 指定取消年月日

平成27年11月30日

4 指定取消の理由

【訪問介護】

- (1) 人員基準違反及び不正の手段により介護報酬を請求したこと
○指定訪問介護事業所の管理者兼サービス提供責任者が平成25年10月31日付けをもって退職していたが、それ以降、管理者及びサービス提供責任者を配置せず、不正に報酬請求を行っていた。
- (2) 運営基準違反
○指定訪問介護事業所の開設当初より訪問介護計画を作成せず、居宅サービス計画に基づきサービス提供を行っており、モニタリングや計画の変更を行っていなかった。
○指定訪問介護事業所の開設後すぐに事業所を移転していたにもかかわらず、府へ届け出ず、設備等の基準を満たさない、自宅住居と混同した場所で事業を実施していた。

【介護予防訪問介護】

- (1) 人員基準違反及び不正の手段により介護報酬を請求したこと
○指定介護予防訪問介護事業所の管理者兼サービス提供責任者が平成25年10月31日付けをもって退職していたが、それ以降、管理者及びサービス提供責任者を配置せず、不正に報酬請求を行っていた。
- (2) 運営基準違反
○指定介護予防訪問介護事業所の開設当初より介護予防訪問介護計画を作成せず、居宅サービス計画に基づきサービス提供を行っており、モニタリングや計画の変更を行っていなかった。
○指定介護予防訪問介護事業所の開設後すぐに事業所を移転していたにもかかわらず、府へ届け出ず、設備等の基準を満たさない、自宅住居と混同した場所で事業を実施していた。

- (3) 不正の手段により介護報酬を請求したこと

○平成 26 年 4 月から平成 27 年 7 月初旬まで、無資格者であった従業者にサービス提供をさせ、報酬請求を行った。

5 事業者に対する経済上の措置

- (1) 経済上の措置として、法人から保険者である市に対し不正に受け取っていた介護給付 396,411 円を返還させるほか、介護保険法第 22 条第 3 項の規定により返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を支払わせる。